

玉島テレビ放送株式会社 光テレビサービス加入契約約款

玉島テレビ放送株式会社(以下「当社」といいます)と、当社が行うサービスの提供を受ける者(以下「加入者」といいます)との間に締結される契約(以下「加入契約」といいます)は、次の条項によるものとします。

(用語の定義)

第 1 条 本約款において使用する用語は、それぞれ以下の意味で使用するものとします。

用語	用語の意味
業務区域	当社がサービスを提供する区域
B-CASカード	地上デジタル、BSデジタル、CSデジタル放送用のICカード
ACASチップ	地上デジタル、BSデジタル、CSデジタル放送用のICチップ
有料チャンネル	コース種別とは別に別途料金が必要な別表3に記載するチャンネル
単チャンネル	別表2のベーシックコース及びデラックスコースで視聴可能なチャンネルのうち、単独で契約が可能なチャンネル
V-ONU	当社が加入者施設に設置する放送用光端末

(サービスの内容)

第 2 条 当社は、業務区域において、サービス提供に必要な施設を設置するとともに、その維持および運営に当たるものとします。また、加入者に次のサービスを提供します。

(1) 基本放送サービス

当社が受信可能なテレビジョン放送の放送局及びエフエムラジオ放送(以下「FM放送」といいます)の放送局を開設している放送事業者のデジタルのテレビジョン放送、及びFM放送を受信し、有線によりその放送番組に変更を加えず同時再送信するサービス並びに自主放送サービス。

(2) 有料放送サービス

当社が再放送同意を取得した放送事業者の110度BS・CSデジタル放送(多重放送も含む)の同時再送信サービスを有線で放送するサービス及び別表3に定める有料チャンネルを有線で放送するサービス。

2. 当社は業務区域において、加入者に次のコースを提供するものとします。なお、コース毎に視聴可能なチャンネルは別表2に記載のとおりとします。

(1) Sコース

(2) ベーシックコース

(3) デラックスコース

3. 加入者は有料放送サービスのうち、別表2と別表3に記載のあるチャンネルについては、当社と契約することにより視聴できるものとします。

4. 別表2のベーシックコース及びデラックスコースで視聴可能なチャンネルは加入契約1につき、B-CASカード及びACASチップの合計数が3まで視聴出来るものとします。4を超えるものについては、1につき別途定める料金を支払うものとします。

5. Sコースの加入者が、単チャンネル及び有料チャンネルの申込を希望する場合、月額コース料金とは別に、CAS管理手数料及び各チャンネル利用料を支払う事で申込をする事が出来るものとします。

6. ベーシックコース及びデラックスコースの加入者が、単チャンネル及び有料チャンネルの申込を希望する場合、月額コース料金とは別に各チャンネル利用料を支払う事で申込をする事が出来るものとします。

7. 有料チャンネルは1の契約につき、B-CASカード及びACASチップの合計数が1まで視聴する事が出来るものとします。

8. 加入契約1につき、追加又は複数のB-CASカード及びACASチップの契約が出来るのは同一住所、同一世帯のみとなります。別世帯、別住所等の場合は、別途加入契約が必要となり、違反した場合は別途当社が定める違約金をお支払い頂きます。

9. 当社はやむを得ぬ理由によりサービス内容を変更することがあるものとします。この場合、当社ウェブサイト上での掲載の他、当社が定める方法により告知するものとします。尚、サービス内容の変更によって起こる損害の賠償には応じません。

(契約の単位及び成立)

第 3 条 契約の単位及び成立については、玉島テレビ放送株式会社施設利用加入契約約款に基づく契約（以下「加入約款」といいます）を要件とします。

（最低利用期間）

第 4 条 本サービスにおける最低利用期間は、課金開始月を 1 ヶ月目とし、それから 6 ヶ月間とします。

2. 加入者は、前項の最低利用期間に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、別途当社が定める違約金、工事費残債を支払って頂きます。

（オプションサービスについて）

第 5 条 本サービスにおける有料チャンネルは別表 3 に記載のとおりとします。

2. 加入者は第 2 条第 2 項の何れかのコースを申込することなく、オプションサービスのみを申込することは出来ないものとします。また、加入者の利用するコースにより、特定のオプションサービスを申込できない場合があるものとします。
3. 当社は第 3 条(契約の単位及び成立)の規定に準じ、オプションサービス及び有料チャンネルの申込を承諾しない場合があるものとします。
4. 加入約款第 7 条(当社の責任事項及び免責事項)及び第 18 条(加入者の義務違反による契約の解除)の規定については、オプションサービス及び有料チャンネルについても準用するものとします。

（利用料及び支払方法）

第 6 条 加入者は、当社のサービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から、この加入契約の解約を申し出た日の属する月まで、同一世帯 1 端子の加入契約ごとに、別表 1 に定める基本利用料金を当社に支払うものとします。また、有料チャンネルを希望する場合は、基本利用料に加算して有料チャンネルの利用料を支払うものとします。

2. その他利用料及び支払方法に関するものは加入約款を要件とします。

（B-CAS カード及び ACAS チップの取り扱い）

第 7 条 当社は、加入者がベーシックコース又はデラックスコースを申込した場合、加入者施設等の B-CAS カード及び ACAS チップを使用して信号制御を行うものとします。

2. 前項の場合、当社は加入者に B-CAS カード及び ACAS チップの CAS 番号の通知を請求するものとし、加入者はその請求に応じるものとします。また、加入者は加入者施設などの B-CAS カード及び ACAS チップが変更となった場合、当社にその旨を通知するものとします。

（サービスの提供中止）

第 8 条 当社は、次の場合、光テレビサービスの提供を中止することがあります。

- 一 当社設備の保守上又は工事にやむを得ないとき。
- 二 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたとき
2. 前項の規定により、光テレビサービスの提供を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。

（一時停止等）

第 9 条 一時停止等に関するものは加入約款を要件とします。

2. 加入者が当社サービスの提供を一時停止する場合は、有料チャンネル等の追加契約は解約となります。

（定めなき事項）

第 10 条 この約款に定めなき事項が生じた場合は、加入約款に従うものとします。また加入約款にも定めなき事項については、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

（国内法への準拠）

第 11 条 この約款は日本国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については岡山地方裁判所を管轄裁判所とします。

（約款の改訂）

第 12 条 この約款は総務大臣に届け出た上、改訂することがあります。

(付 則)

- (1) 当社は特に必要あるときは、本約款に特約を付することができるものとします。
- (2) この加入契約は、2025 年 4 月 1 日から施行します。